# 産業建設分科会会議録

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

日時 令和5年9月15日(金曜日)

午前10時5分から午後2時16分まで

場所 第4委員会室

\_\_\_\_\_

### 日程

- 1 開会
- 2 協議・説明事項
- (1) 議案第65号 令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)
- (2) 認定第1号 令和4年度土浦市歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第2号 令和4年度土浦市水道事業会計決算の認定について
- (4) 認定第3号 令和4年度土浦市下水道事業会計決算の認定について
- 3 その他
- 4 閉会

\_\_\_\_\_

# 出席委員(8名)

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

\_\_\_\_\_

### 欠席委員(0名)

\_\_\_\_\_

### 説明のため出席した者(15名)

産業経済部長 佐藤 亨 都市政策部長 塚本 隆行

建設部長 渡辺 善弘 商工観光課長 沼尻 健

農林水産課長 黒須 清一 都市計画課長 飯泉 貴史

都市整備課長 福澄 雄祐 施設・公園管理課長 中島 賢市

建築指導課長 齋藤 仁志 道路管理課長 滝田 昌暁

道路建設課長 浅岡 武徳 住宅営繕課長 三浦 誠

下水道課長 室町 和徳 水道課長 和田 利昭 農業委員会事務局長 坂本 直親

傍聴者 0 名

\_\_\_\_\_\_

事務局職員出席者 松本 裕司

\_\_\_\_\_

○平石委員長 ただ今から産業建設分科会を開催いたします。議案第65号令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)の審査となります。説明お願いします

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)について御説明いたします。サイドブックスの「議案第58号~議案第78号」をお開きいただき、資料の25ページをお願いします。箱の真ん中、第6款商工費で今回の補正額は、337万8,000円です。その内容は、新型コロナウイルス感染症対策中小企業信用保証料返還金でございます。令和2年度、コロナ禍において、中小企業が金融機関から融資を受ける際の信用保証料、こちらを茨城県と土浦市が、それぞれ2分の1ずつ負担する補助事業を行いました。今回の補正は、融資を受けた事業者が繰上げ償還をした際に、保証料の一部が返還されまして、その返還金は、国からの交付金ですので、一旦事業者から市に返還していただき、それを国に返還するものでございます。歳出として、9事業者分の337万8,000円でございます。令和2年度に補助事業は終了しておりますが、当時331件の事業者が利用しておりますので、今後も融資を受けた事業者が繰上げ償還する可能性がございます。その際には、今回と同様な手続となりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○室町下水道課長 下水道課でございます。33ページをお願いします。下水道課の補正予算につきましては、中段の表、7款土木費において2件分の補正でございます。はじめに、2目排水路維持費、14節工事請負費の補正でございます。この事業は、都市下水路を始め、雨水を排除する水路の維持管理を行う事業で、修繕が必要な工事を行っているものですが、今回の補正の要求については、6月の豪雨の影響で水路の破損が発生したことから、その水路復旧工事を行っておりますが、今後、当初から予定している補修工事に不足が見込まれることから、補修工事費の増額補正をお願いするものです。つづきまして、3目排水路整備事業費、12節委託料の補正でございます。この補正は、説明

欄に記載の荒川沖都市下水路基本設計委託を行うための補正で、中村南地区において、大雨時に浸水被害が発生しており、その浸水対策を早急に行う必要があることから、排水経路の再確認、及び調査範囲を広げて、流末である荒川沖都市下水路の流域調査及び基本設計を行うための増額補正の要求でございます。下水道課の説明は、以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ひきつづき、33ページの一番下をお願いいたします。4項都市計画費の1目都市計画総務費につきましては、説明欄にございますスマートインターチェンジ整備事業の検討に当たりまして、委託料の増額補正をお願いするものでございます。現在、スマートインターチェンジの整備検討に当たりましては、国や県、NEXCO等関係機関との協議を重ねながら、検討を進めているところでございます。そのような中、先日、御報告させていただきましたとおり、本市におきましては、国による準備段階調査箇所の選定を受けたところでありますが、早期の新規事業化の採択に向け、スマートインターの線形やアクセス道路等につきまして、本年度中に追加作業として複数案を作成するため、設置検討調査委託料の増額をお願いするとともに、来年度予定をしておりました地質調査を本年度中に前倒しで実施するため、新たに地質調査委託料の予算計上をお願いし、早期の事業化を目指すものでございます。都市計画課からの説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課です。26ページをお願いします。第2表債務負担行為補正について御説明いたします。上の箱の常磐線3号橋(二番橋)外1橋架替工事委託料につきましては、整備計画の変更によるJR水戸支社との変更協定の締結に伴い、令和5年度から令和7年度までの設定で、1億5,759万1,000円の限度額の追加をお願いするものです。また、JRとの変更協定の締結につきましては、この後の議案第74号で御説明させていただきます。よろしくお願いします。

- ○平石委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。
- ○島岡委員 スマートインターチェンジが土浦学園線のほうにできそうな感じがしているんですけれど、あそこにできた場合、土浦市とつくば市の土地の面積の割合はどんなものか。陳情に行ったとき、国土交通省の道路係からも、つくば市さんとうまくやってくださいと言われましたよね。どんなふうな感じなのかな。
- ○飯泉都市計画課長 現在、県道土浦境線、いわゆる土浦学園線が最適案とい

うことで検討を行っております。そのような中、設置位置については、つくば 市と隣接する可能性もございますので、今どういった形の線形が一番理想かと 検討している中で、つくば市さんの担当窓口と情報交換、会議も打合せもさせ ていただきながら、今後どういった形の線形になるかによって、その事業区分 の分け方とか、費用負担の考え方とかそういった部分に関して、設計、計画を 検討しております。その形によって、つくば市さんと相談させていただくとい うことで、つくば市さんとも打合せしております。

- ○島岡委員 情報をこちらにも流していただいて、今後の成功に向けてがんば りましょう。
- ○寺内委員 議長と同じなんだけども、つくばの議員から、つくば市吉瀬のほうには池があるから、線形によっては全然違うインターができちゃうんじゃないかって言われているんだよね。だから、土浦の場合には池から外れるから構わないけど、ちょうど吉瀬の左側のつくばに向かって左側に池があるんで、こっちから田んぼのほうに振るしかないだろうという話なんだよね。そうすると、土浦のほうで大池の隣から入っていったときに、つくばのほうは田んぼのほうだなんていうのでは、インターチェンジがめちゃめちゃになっちゃうんで、そこをつくば市のほうと、よく打合せしてやってください。つくば市の議員の方も協力してくれるって話になってるけど、うちのほうは池があるから、そっちにはできねえぞと言われちゃってるんで。そこのところを、議長が質問したと思うんだけども、やっぱりつくば市の方で、協力する以上は、土浦にも無理なことはできないから、話合いでうまくやってくれっていう話をされてるんで。そこだけお願いしますね。
- ○竹内委員 地区協議会っていうのがありますが、大体いつごろ設定を目標にしてるのか。それから西部地区の宍塚とかね、寺内委員が言ったのは天王池の話だと思うんだけど、宍塚とか佐野子の方達は、おおむねこの辺にスマートインターができるんじゃないかと、そういう噂をされているんです。ということは、地区協議会を作る場合は、簡単にその辺の方達のどういう構成で、やっぱり地区長とか、地元のいろんな関係者とか、そういうので地区協議会を作ってるわけだけど。その辺はどういうスケジュールで、どの辺を目標にやるんでしょうか。
- ○飯泉都市計画課長 竹内委員からありました協議会につきましては、新規事業化以降に法定協議会という形になりまして、その前段といたしまして、本年度、その前段の準備会というものを設立する予定になってございます。現在、国と県と調整をしておりまして、どういったタイミングで今年度開催できるか

というのを、スケジュール調整しているところでございます。一応メンバーといたしましては、準備会に関しましてはですけども、国、県、あとはNEXCO、市町村ですね。そういった形で、まずは準備会で検討して、新規事業化以降に法定協議会、さらに、メンバーを加えた形で協議会が立ち上がるということですので、その際には、いずれにしても地元の意向も十分に踏まえた上で検討していくことになると思いますので、またそういった際に調整させていただければと思います。以上でございます。

- ○竹内委員 地質調査の業務委託ってのあるよね。ということは、このスマート等の周辺の地質を調査するということだよね。ということは、簡単に言うと場所は特定されてくるよね。こういうことが行われると、西部地区の皆さんはいよいよだと思うんで。いずれ説明会とか考えるんだろうけど、慎重に。反対する人はいないと思うんで、天王池の話はよく分かんないけど、宍塚を中心にした西部地区では本当に活性化してほしいということだから、よく慎重にやってください。要望です。
- ○海老原委員 この補正は、9月8日の準備段階調査着手箇所に採択される前のものだよね。採択されてから、今度また大幅な補正とかあるのかな。
- ○飯泉都市計画課長 準備段階調査箇所選定の前に補正をお願いしているということなんですけれども、こちらに関しては、準備段階調査箇所に選定されるかどうかにかかわらず、最終的に新規事業化を目指してということの前段として作業を行い、早期事業化に向けて取り組みたいというものでございますので、準備段階調査箇所の選定によって、今回の作業も使いながら早期事業化を目指すということでございます。
- ○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。 この補正予算案について、賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。分科会長報告書については、御一任ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 暫時休憩といたします。10時40分に再開します。

(午前10時19分休憩)

(午前10時40分再開)

○平石委員長 では、つづきまして、分科会として、決算の認定について審査を進めたいと思います。資料が変わります。サイドブックス資料をひとつ戻っていただいて、令和4年度土浦市歳入歳出決算書をお開きください。ここから

は、令和4年度決算の認定となります。審査中、分科会長報告で報告する指摘 事項がありましたら、発言をする際に、報告書に入れたい旨をお話しください ますよう願いいたします。それでは審査に入ります。認定第1号令和4年度土 浦市歳入歳出決算の認定について付託されました案件を議題といたします。こ こでは、指名は省略しますので、続けて説明お願いします。はじめに、第5款 から、説明お願いします。

〇坂本農業委員会事務局長 農業委員会事務局です。5 款農林水産業費、1 目農業委員会費になります。全体支出額は6,872万8,361円で前年度比4パーセントの増となります。補正予算額の減額につきましては、主に職員の時間外勤務時間の減額となります。繰越額は、前年度末に農林水産省から購入補助されることが決定された現地調査用タブレット端末関係費を繰り越したものです。国からの交付決定が令和3年度末となったことから、繰越し措置をしたものであります。節の主なものについて、御説明いたします。1節報酬につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬となります。2節から9節までについては、割愛させていただきまして、10節需用費から18節負担金補助及び交付金までの支出につきましては、備考欄記載のとおりの内訳となっております。10節需用費、11節 役務費、13節使用料及び賃借料にございます、繰越分につきましては、先ほど御説明しましたタブレット機器5台分のそれぞれ機器費、通信費、タブレットシステム使用料となります。1目農業委員会費の説明は、以上となります。

〇黒須農林水産課長 2目農業総務費から御説明申上げます。農業総務費は、例年の農林関係の一般経費で、職員人件費、農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものです。補正予算については、12月議会において、給与等の補正を行ったものと、電気料金の増額に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額補正を行ったものでございます。2節給料から4節共済費までは、農林水産課、農業公社等の職員20人分の人件費でございます。10節 需用費の消耗品費は、プリンタートナー等事務消耗品の購入費用、27節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。つづきまして、3目農業振興費は、農業振興地域の管理事業や、野菜、花き、果樹などの振興対策のほか、人・農地プランの策定、日本一のれんこん産地推進など、地域農業の振興や、農業経営の安定を図るための事業が、主なものです。補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、5月臨時会において、農業者支援のための補助金を予算計上したほか、10月臨時会において、農業者支援のための補助金を予算計上したもので、3月議会において、各事業費実績に基

づき補正減しております。1節報酬は、農地の貸手と借手のマッチング作業等 を行うコーディネーターを雇用しておりますので、その1名分の報酬となって おります。7節報償費は、イノシシの捕獲処分に対する報償費や土浦ブランド アッププロジェクト推進協議会委員謝礼などでございます。8節旅費は、れん こんPR活動時旅費と会計年度任用職員の通勤費用。10節需用費は、日本一 のれんこん産地をPRするためののぼり旗等の購入費用やイノシシ捕獲用く くり罠購入費用のほか、土浦市農業センターの施設修繕費用です。この中、1 1節 役務費の備考欄にございます広告料は、れんこんPRのための路線バス ラッピング費用です。つづきまして、12節委託料の備考欄にございますブラ ンド認定品PR動画制作委託料は、SNSをはじめ様々な広告媒体を活用し発 信するため、土浦ブランド認定品を中心としたPR動画の制作を 委託したも のでございます。18節の負担金補助及び交付金のうち、負担金は、備考欄に ございますが、土浦地域農業改良普及事業推進協議会負担金から、次の244 ページをお願いします。上から2項目のいばらき食の魅力発信協議会負担金ま で、農業振興取組各団体に対する負担金でございます。次の補助金ですが、主 なものといたしまして農業用廃プラスチック処理事業補助金は、農業者から排 出されるハウス用の廃プラスチック等の円滑処理を推進する土浦市農業用廃 プラスチック適正処理推進協議会の運営及び処理経費に対する補助金であり ます。備考欄2項目の農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物の食害を防ぐ ためJAが主体となって、イノシシ、カラス、ムクドリ等の捕獲活動を行うこ とへの補助金です。備考欄下から2番目、農業次世代人材投資資金は、人・農 地プランに位置づけられた新規就農者が経営が安定するまでの最大5年間、就 農支援のために給付するもので、10経営体に対して給付しております。認定 農業者等支援補助金は、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和し、 事業継続を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、認定農業者に対し一 律10万円の一時金を支給したものです。また、繰越明許費276万円につき ましては、同じく補助金備考欄上から4番目の新規就農者育成総合対策補助金 の就農後の経営発展のために必要な機械の導入等の取組みを支援するもので すが、世界情勢の影響による半導体不足のため、機械メーカーの製造工程に遅 延が生じ、事業対象機械の一部について年度内の納品が見込めなくなったため、 繰越明許費を設定させていただいたものです。つづきまして、22節償還金利 子及び割引料の機構集積協力金返還金は、農地中間管理事業を取り組む地域に おいて、機構にまとまった農地を貸付けた場合に、その地域の取組みに対して 支援をする機構集積協力金について、今回、農地提供者側から、10年間の賃

借契約期間満了前に解除の申立てがあり、返還金が発生したものでございます。 つぎに、4目水田農業構造改革対策費は、米の生産調整推進のための経費が主 なものです。補正予算につきましては、10月臨時会において、水稲生産農業 者支援のための補助金を予算計上したもので、補助件数の実績により3月議会 で補正減しております。18節負担金補助及び交付金の中の産地づくり対策支 援事業補助金は、米の生産調整のために転作作物の定着化を図るもので、生産 調整を実施した個人と集落に助成しているものです。経営所得安定対策推進事 業費補助金は、転作、米、畑などの転作等の手続を行う市から土浦市農業再生 協議会への10分の10、国からの補助による事務費補助金です。この再生協 議会では、農業者の国に対する計画書や申請書の提出、作付の現地確認などを 行っております。一番下の水稲生産継続支援補助金は、新型コロナウイルス感 染症による需要減少や農業資材高騰等の影響を大きく受ける水稲生産農業者 を支援し、生産体制の維持を図るため、地方創生臨時交付金を活用し、補助し たものです。5目農業近代化対策費の18節負担金補助及び交付金の農業経営 基盤強化資金利子助成補給金は、認定農業者が農業施設整備や農業機械導入時 の借入れに対する県と市2分の1の利子助成です。20節貸付金については、 優良種苗導入貸付金で、JAを通して、花きの生産部会に対して、グラジオラ スなどの球根導入資金として、貸し付けるものですが、申請がなかったことか ら、3月議会において補正予算額にあるとおり、全額補正減させていただいた ものです。実態としては、今泉花き部会とりまとめで、JAに申請し、6月に 貸付を行い、翌年の3月に利子とともに返済するもので、花きの売上後に支払 うことができ、経済的負担の支援となっていることと、利率も低いという利点 がありますが、今泉花き部会内部で、お金を集めるなど部会に負担があるため、 それぞれ生産者が単独で融資等を受けて行っています。つづきまして、6 目畜 産業費は、伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業などでございます。 7節報償費は、家畜の伝染病等の予防接種や検査等に従事している指定獣医師 2名への謝礼などでございます。18節負担金補助及び交付金の負担金は、茨 城県畜産協会に対するもので、市町村や農業関係団体等により構成されており、 団体事業活動に伴う負担金でございます。補助金については、豚の伝染病等の 家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業等に対する補助金です。つぎに、7目農地 費は、市内にあります土地改良区等の指導育成に係る経費、農道・かんがい排 水の整備に係る経費、霞ケ浦用水事業・県営事業等の事業負担金の支出でござ います。補正予算につきましては、6月議会において板谷地区にある深井戸修 繕のための、揚水事業補助金を増額補正したほか、3月議会において、多面的

機能支払交付金などの事業費を実績に基づき、補正減したものです。12節委 託料につきましては、備考欄に記載のとおり、農道整備事業における測量・実 施設計、農林水産課において管理している施設の維持管理、さらには、草刈・ 排水路清掃等の委託料となっております。13節使用料及び賃借料は、上坂田 地内の樋門撤去工事に伴う資材置き場の借地料として予算計上いたしました が、無償で借り受けられたことから、3月議会において、全額補正減させてい ただいたものです。14節工事請負費です。かんがい排水及び農道整備工事費 については、農地内の農道及び農業用排水路の整備を行うもので、かんがい排 水6件、農道整備5件、合計11件の工事請負費です。また、繰越分につきま しては、木田余地区の農道整備1件の工事について、工事用仮設道路の借地及 び道路線形について、地主からの合意を得るために不測の日数を要し、工事着 手に遅れが生じたことから、令和4年度に繰越しをしたものであります。18 節負担金補助及び交付金です。負担金の主な内容については、次のページにま たがりますが、土地改良事業が円滑に推進出来るよう、各土地改良区への運営 負担金や、国・県の事業に対する負担金と、協議会等に対する負担金です。主 だった内容として、備考欄の負担金三つ目の霞ケ浦用水事業負担金は、茨城県 西・県南にまたがる13市町に、霞ケ浦から農業用水を供給しているもので、 13市町が受益面積割で、事業費を負担しているものです。次の250ページ をお願いします。上から3番目の畑地帯総合整備事業負担金は、虫掛地区の基 盤整備事業に係る市負担金、その二つ下、用排水施設等整備事業負担金は、上 備前川排水機場機械設備更新事業に係る市負担金、その下、農業用河川工作物 応急対策事業負担金(桜川樋門地区)は、上高津地内にある桜川の樋門の応急 対策事業に対する市負担金で、いずれも県事業によって進められているもので あり、農業用河川工作物応急対策事業負担金(沢辺堰地区)は、劣化が進行し ている沢辺堰の改修工事に対する市負担金で、地元土地改良区が事業主体とな って進められているものであります。つづきまして、備考欄の補助金のうち、 揚水機運営費補助金は、昭和40年代から60年代にかけて、市の都市下水路 整備事業において用水確保の機能補償として設置しました、深井戸21か所と パイプライン施設の管理運営費用を補助しているものです。土地改良事業補助 金は、土地改良区等が実施する用排水路等の維持管理に対する補助で、交付金 の多面的機能支払交付金は、農地・農業用水路等の保全に取り組む地域・団体 に対して、活動エリアの農用地の面積に応じて交付金を交付し、農地の環境保 全を図っていただくもので、9団体に交付しております。なお、交付金の負担 割合は、国が2分の1、県と市4分の1ずつであり、国県分も含めて、市から

交付するものです。つづきまして、2項1目林業振興費は、林業振興のための 民有林への造林事業や緑の少年隊事業を実施しております。12節委託料備考 欄にございます森林整備委託料は、森林環境譲与税を活用して、伐採や下草狩 りなどの整備を行い、土砂災害の抑制や鳥獣害の低減等を図るもので、昨年度 は東城寺地内で実施したものでございます。18節負担金補助及び交付金です。 負担金については、備考欄にございますとおり、土浦市が加入しております2 団体への事業活動運営に対する負担金でございます。24節積立金の備考欄土 浦市森林環境譲与税基金積立金につきましては、令和元年度に施行された森林 環境譲与税制度により、市町村に森林面積や人口などにより、森林環境譲与税 が配分され、本市では、土浦市森林環境譲与税基金条例を制定して、基金造成 の上、譲与金を積立てるものです。令和4年度は、この譲与金を活用して、木 材啓発品の制作や、森林整備を行い、譲与額からこれらの事業費活用分を除い た額を基金へ積立てしております。つづきまして、3項1目水産業振興費は、 水産業振興のため、広域的な協議会への活動助成を行うものです。12節委託 料の「漁業施設保守管理委託料」は、沖宿漁港ほか計5か所の漁港、船溜の清 掃や灯台など漁業施設の保守管理を委託したものでございます。18節負担金 補助及び交付金の負担金につきましては、備考欄にございます霞ケ浦北浦水産 振興協議会負担金から霞ケ浦北浦水産資源増大対策事業負担金までは、霞ケ浦 や県内の水産資源の増大、水産加工品の開発や啓発活動に対する負担金となり ます。農林水産課は、以上となります。

- ○平石委員長 それではここまでで、御質問、御意見はございますか。
- ○竹内委員 農業振興費で有害鳥獣の委託料166万2,100円か。つぎに、補助の項目で農業近代化対策補助有害鳥獣被害補助金130万9,300円。私、鳥獣被害はかなり関心を持ってやってきたんで、委託と補助は、どのぐらい効果が出ているか。まず、どこに委託をして、何をやっているかね。相変わらずれんこん農家にとって有害鳥獣の鳥は、やっぱり厄介なものですから、防鳥ネットを含めていろいろやってるんですが、このぐらいのお金で、何ができるのかね。よろしく。
- ○黒須農林水産課長 まず、有害鳥獣捕獲委託料を委託なんですけれど、こちらは茨城県の猟友会土浦支部へ委託しているものでございます。それと、農作物有害鳥獣被害の対策補助に対しましては、JA水郷つくばさんがやっております事業に対しての補助金でございます。昨年の土浦市が委託しました部分に関しましては、67頭ほどイノシシが捕獲されております。JAさんが捕獲したイノシシも、たまたま同じ数67頭を捕獲されております。JAさんは、イ

ノシシばかりではなくて、カルガモの捕獲が109羽、カラスが132羽、ムクドリが223羽ほど捕獲されてございます。

- ○竹内委員 いずれにしても、鳥を愛する人たちからすると、防鳥ネットがどうだこうだと、私もさんざん言われたんですが、でもやっぱりこれ、鳥獣被害の防止に関する法律は一緒なんだけど、1回土浦市は適用してるわけで、これをもう1回かすみがうら市と一緒になって、国の法律で、国の補助金で大掛かりやるように、少し研究して、検討してください。要望です。
- ○平石委員長 要望ということでよろしいですか。
- ○竹内委員 はい。
- ○平石委員長 その他ございますか。
- ○下村委員 245ページの水稲生産継続支援。これ10アール当たり幾らとかっていうやつですかね。ちょっと教えてください。昨年中なんかやったところの関係で、245ページの18節負担金補助及び交付金という776万9,000円。
- ○佐藤産業経済課長 10アール当たり2,000円で、対象面積は646万2,000平米ほどありました。
- ○下村委員 分かりました。もう一つ、249ページの18節の負担金及び負担金補助及び交付金というところの、御説明で土地改良区の負担金どうのこうのっていう説明があったんですが、その内容と、なぜこの中に15か町村が入らないのか説明してもらいたいんです。
- ○黒須農林水産課長 まず、土地改良区負担金でございます。こちらは旧土地 改良区のほうに負担をされているものでございまして、負担金といたしまして は受益面積に10アール当たり278円を掛けた金額が負担金として、各土地 改良区にお支払いされてるものでございます。この中で、15か町村が抜けて いるということでございますが、こちらは当時、事業仕分けを行ったときに、 15か町村に対する事業は廃止となったものでございます。
- ○下村委員 はい。事業仕分けで廃止になったって、誰が決めるの、それ。だから、そう決めた委員がいたんだね。なぜそれを廃止しなければいけなかったのかな。その理由を後で教えてください。今、分かんないと思うんだよね。これは結構前から私が言っていることで、公平じゃないでしょって。だって、流域面積っていうか乙戸川の流域もそうだし、入っているんだから、やっぱり交付するなら交付する。しないならしないで、全部やめてもらいたいというふうに私が言ってたわけ。やっぱり、やることはちゃんとやってるんだったら、出すものは出してほしいんだよね。私は要望したいんだけども、後で説明資料が

あったらください。よろしくお願いします。以上です。

- ○寺内委員 この予算には載ってなかったんだけど、中国から卵を買ってきてっていう話で、ワカサギのふ化のための補助金出したよね。いつからなくなっちゃったの。そんだけ霞ケ浦のワカサギが増えたのかな。ほかから持ってこなくても大丈夫なくらい、自給自足になったのかなと思うんで。いつごろ、廃止になったか教えてくれるか。
- ○黒須農林水産課長 こちらのワカサギのふ化の補助金なんですけれど、霞ケ浦北浦水産資源増大対策事業負担金が、ワカサギの放流に関する負担金という形になっております。
- ○寺内委員 それは、中国から卵を買ってきてふ化さして、それで放流するっていうことだったんだよね。もう放流できるくらいになっちゃってんの。
- ○黒須農林水産課長 こちらは、中国からのものではございません。霞ケ浦の成魚から卵を取って、ふ化させるものでございます。ワカサギの漁獲量としましては、だんだん右肩下がりで落ちている状況でございます。
- ○寺内委員 いや、それは分かってるんだよ。ただ、ワカサギの漁獲量が下がってるんで、その補助金をなしにしちゃって、大丈夫かなっていうことを聴いたんだよ。ワカサギだって、ものすごく増えてるんだったらいいんだよ。減っているのに、どっかで補わなかったらば、結局、最終的には取れなくなっちゃうんじゃないの。だから、日本の国産のやつに代えたんだっていうんだったら、それはそれでいいのよ。ただ、そういうものも計上しとかないと、この5年先10年先になったら、ワカサギが獲れなくなっちゃったよっていう話になっちゃうんじゃないかなと思うんで、そういうものは、是非その後世に引き継いでいくんだから、やっぱり予算を計上して、ちゃんとやっとかないと。やっぱり霞ケ浦っていうとワカサギっていうことだからそういうところは、ちょっと頭に入れといてもらえば。要望で結構ですよ。
- ○海老原委員 245ページね。新規狩猟免許取得補助金。これの人数とその 世代まで分かれば教えてください。
- ○黒須農林水産課長 新規取得者は、3名でございます。
- ○海老原委員 世代まで、分かれば教えてください。
- ○黒須農林水産課長 年齢までは、今資料がございません。
- ○佐藤産業経済部長 令和4年は3人で、少なかったんですけど、その前は結構、10人ぐらいに増えていて、私もそれ、取ったんです。そのときの感覚として、かなり若い方が増えています。女性も増えています。意外と年齢高い方よりも若い方のほうが増えているようです。多分土浦の場合もそうだと思いま

す。

- ○海老原委員 新規狩猟は、罠と銃の両方なのかな。
- ○佐藤産業経済部長 はい、罠と銃の両方です。
- ○海老原委員 令和3年度は若い人が増えてきたということですが、猟友会が大分高齢化してきちゃって、免許を返納する人もいて、非常に厳しくなってきてるんですね。そういったことで、若い人も増えたほうがいいと思って、今の質問をしたんです。ですから、そういうことで、狩猟の免許の補助をしますっていうのは、どこかでPRしてるかどうかも含めて答弁ください。
- ○佐藤産業経済部長 当然、広報紙等にPRさせていただいています。そもそも、この目的として、猟友会の高齢化ということをまず考えていますけれど、 実際は、ジビエが人気な関係もありまして、免許も人数が限られて抽選になっ てるような感じになってます。
- ○海老原委員 枠があるということですね、それは何人ですか。
- ○佐藤産業経済部長 これは、県南農林事務所単位で、農林事務所での範囲なんですけれど、多分その県南農林だと大体100人ぐらいですね。県南県北部、行方ってそれぞれにやってるんですけれど。
- ○海老原委員 土浦市で何名ということではないということですか。
- ○佐藤産業経済部長 土浦市で何名というのは、30とかそのぐらいだと思うんです。
- ○平石委員長 それも後で分かればお示しいただければと思います。
- ○黒須農林水産課長 平均年齢は分かっておりまして、102名ほどいらっしゃいまして、平均年齢が60.1歳となってございます。
- ○下村委員 253ページに森林環境譲与税というのが、基金で1,200万なにがしかな。現在、この基金を見ましたら今1,819万9,585円という積立金があるんですね。これこの間も説明あったんだけども、新治のほうで、なんか森林関係の整備をしたとか、がけ崩れの起きそうなところに使ったというんだけども、これをあんまり使わずに積み立ててると、何か問題があるんですか。まずそれを聴きたい。そのつぎに、来年から1,000円プラス課税されるんです1人。今は多分、特に持っているものを県の経由で交付したと思うんですけどね。この辺のことがまず、積み立てているだけでどんどん基金が増えていく。そうすると、どんどん減らされるのかと。これ県の審査なのかな、もしかすると。だからある程度使っていかないと駄目なのかと思うんですがその辺ちょっと教えてほしいんです。
- ○黒須農林水産課長 こちらの目的としましては市民への森林資源の関心を

図るものでございますので、国の指導といたしましては、極力使っていけという方針でございます。基金を使わないでいても、罰則的なものはないはずでございます。

○下村委員 実績がはっきり分からないのね。全部あれこないだの全体会のいわゆる予算のほうでは、2か所ぐらいかな。報告があったのが、こういうとこに使えますよ。使いましたっていう。本来は、もっとこれを計画的に、これから1,000円ずつ徴収されるんだから、そういったことの計画的な使い方というのかな。竹山でぼさぼさになっちゃったとか、そういったところに使えるのか分かりませんけど。森林資源の問題で、林業の人がいなくなってきて、山が荒れてくるとか、そういったところをどのように解決するかとか、そういったところで使えるのか使えないのかって、今年はもらったの1,700万だっけ。多分、当初は600万だったんですよ。どんどん増えてきてるんだから、それをもう少しきちっと使い方を考えていかないと、目的基金だから、他に使えないですよね。その辺ちょっと工夫して欲しいなと思います。

○黒須農林水産課長 今、下村委員のお話の中で出てきました、この環境譲与税、今年度からですね、今までやってきました身近なみどり整備推進事業費交付金というものがあったんですけれど、この補助金がなくなってしまったんで、その代わりにですね、環境譲与税を使いまして、下草刈とかですね、立木の剪定、これを今年度から事業として行うことでやっております。

○吉田委員 243ページのブランド認定品PR動画作成委託料が170万くらい入ってると思うんですが、これは作成してもらっただけで終わりですか。○黒須農林水産課長 こちらは、前年度ブランド認定をPRするために、連携しております筑波大の映像部のほうに委託しまして、タレントさん、バックホーンっていうロックグループのボーカリストの方が、土浦湖北高校出身だったために、その方を採用しまして、PR動画を作成させていただいております。それをSNSとかですね、市のホームページに載せまして、PRをさせていただいてるところでございます。

○吉田委員 これ、制作料だから、制作だけのお金を支払ってるということですか。

- ○黒須農林水産課長 はい、制作だけの委託料でございます。
- ○吉田委員 今の広告業界というのは、やっぱりちょっと媒体が変わってきていて、ホームページに載せるだけが終わりじゃないし、あとSNS発信も市がやりますよじゃなくて、この委託料の中に入れて、それでマーケティングをするんです。要は、You Tubeの広告とかTik Tokとかも、この動画は、

30代に観てほしい、40代の人に観てほしい、土浦市に住んでる人に観てほしい、までいけるんです。それはもう広告屋さんの仕事だから、もう動画を作成していたら当たり前。筑波大さんだとまたちょっと違うかもしれないけど、これを一般の業者にやれば、ピンポイントにやるんです。動画の対象をしっかり選定して、ここの場所、この世代にPRしたいんだというのも含めて、委託料にしたほうがいい。農林だけじゃないです。市全体の広報になるのかも知れないですけど、やっぱその辺で発信するだけじゃなくて、そこに対して興味があったとか、リーチしたとか、それにその奥まで検索してくれただとか、マーケティングにもなるんですね。やっぱり、そこまで考えないと次の動画作成に繋がっていかないから、農林だけじゃないですけど、全体的に見て、動画は結構お金が係る。やりっぱなし、載せっぱなしがすごく多いんで、これは全体的に質問をしていきたいと思いますが、そういうところも含めて、お金の使い方を考えていただきたいと思います。

○竹内委員 253ページ、林業の振興費です。私、当選したの平成3年なんですけど、そのころからもあったんですよ、この緑の少年隊育成事業、すばらしい事業だなと思ったんですよ。何回か決算委員会で聞いたんですけど、らしい答弁はいつもするんですが、まだやってんだ、これ。まだやっててもいいんだよ。要するに、成果が挙がっていれば、姿が見えれば具体的にこの緑の少年隊が育成されて大人になって、林業の振興のために何らかの活動したり、寄与したりという形に見えればいいんだけど、どういうことをやって、どういう状態なんでしょうか今。もう20、30年近くやっているんですよ、これ。

○黒須農林水産課長 こちらの緑の少年体の育成事業なんですけれど、市内の 三つの小学校に設置されておりまして、学校の花壇の整理とか、緑化活動、周 辺の里山清掃などを行っているようなことでございます。

○竹内委員 だからこれからもやっていくとすればね、緑の少年が大人になるんだよ。そういうときのことを考えて、こういうことをやろうとか、こういうことをしてもらいたいとか、あらかじめ目標を位置付けておかないと。毎年慣例でやってるけど、具体的に行政でやるからには、緑の少年が大人になったとき、青年なんてことになるんだけど、こういうことをちゃんとセッティングしないと、そのときだけ少年ががんばっても、ずっと少年じゃないんだから、30年前からやっているんだから、もう結構、おじさんになってるよ。

○海老原委員 下村委員の関連なんだけど、先ほどの答弁の中で、身近な緑がなくなったということだったよね。それに代わるものが始まったっていうんだけど、身近な緑は、市報にも募集出していたんだけど、それに代わるものにつ

いては、何か募集したのかな。

- ○黒須農林水産課長 市報でこれから御報告する形になっております。
- ○平石委員長 つぎに、第6款について、説明お願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。ひきつづき、252ページ、253ペ ージをお願いします。6款商工費です。1目商工総務費は、職員の人事異動に 伴います、人件費の増額補正でございます。つぎに、2目商工業振興費は、中 小企業の経営安定化支援策や商工会議所、商工会への事業支援、企業誘致など が主なものになりますが、令和4年度もプレミアム付き商品券の発行事業を実 施しております。この商工業振興費ですが、補正予算額や不用額が高額となっ ておりますので、順次御説明させていただきます。10節需用費印刷製本費に つきましては、プレミアム付き商品券の購入引換はがきの印刷代です。11節 役務費の通信運搬費、こちらはプレミアム付商品券、購入引換ハガキを市内全 世帯に送った郵送料となっております。12節委託料は、土浦商工会議所に委 託をしております、自治振興金融関係の事務委託料や勤労者総合福祉センター の指定管理料などでございます。不用額ですが、コロナの影響でワークヒルの 講座受講料収入の減、施設利用収入の減、そこに電気料金等、光熱水費の高騰 により、最終的に不足が出る見込みとなったことから、最悪の状況を想定して、 12月議会で増額補正をしたものでございます。しかしながら、ウィズコロナ の時期を迎え、講座等が再開し、収益も回復しまして、最悪の状況を回避する ことができましたので、不用額となって出ております。254ページ、255 ページをお願いします。14節工事請負費ですが、レストハウス水郷のトイレ 改修工事でございます。令和3年度に1回目の入札が不調となり、2回目の入 札で施工業者が決まりましたが、契約が年度末になってしまったことから、令 和4年度に繰り越して、実施いたしました。18節負担金補助及び交付金は、 記載の土浦地区雇用対策協議会など4団体協議会等への負担金のほか、記載の とおり、自治振興金融関係の補助金などでございますが、不用額が高額となっ ておりますので、その部分を主に御説明いたします。補助金の自治振興金融保 証料補給金ですが、当初予算5,000万円のところ、支出が2,837万で すので、ここで不用額約2,100万、その下の自治金融制度利子補給金は、 当初予算4,000万円でしたので、こちらからも不用額約1,900万、理 由としましては、コロナ禍において、国からの無利子、無担保のいわゆるゼロ ゼロ融資を利用される企業が増えたものでございます。それから補助金未執行 のため、備考欄への記載がありませんが、企業立地促進補助金として、市内に 工場等を新設する際、1億円の補助金を計上しておりまして、令和4年度は該

当なしのため、不用額としており、以上が不用額高額の理由となっております。 それから、備考欄の下のほうですが、令和4年度も移住支援金やプレミアム付 き商品券発行事業を継続しまして、新規としては、燃料費高騰の影響を受けた 運送事業者に対する補助金を支出いたしました。つぎに、19節扶助費は、コ ロナの影響を受けた事業主に対する、一時支援金でございます。茨城県からの 支援金に上乗せ補助を実施いたしました。256ページをお願いします。20 節貸付金は、常陽銀行外5行への中小企業振興育成預託金等でございます。つ づきまして、3目商業近代化促進事業費は、中心市街地活性化の推進経費でご ざいます。継続事業の説明は割愛させていただき、主だったもののみ、御説明 してまいりますので、説明なしの部分で、お気づきの点がございましたら、後 ほど御質疑いただければと思います。18節負担金補助及び交付金の食のまち づくり事業補助金は、カレーフェスティバル開催に係る補助金、中心市街地開 業支援事業補助金は、市内で開業する方への家賃補助等でございます。令和4 年度は11店舗ございました。つづきまして、4目勤労青少年ホーム運営費で ございます。7節報償費は、ホームで開催している各種講座に係る講師への謝 礼で、10節需用費の12節委託料、13節使用料及び賃借料は、施設の維持 管理等に係る光熱水費や修繕料、保守点検等の委託料などでございます。つづ きまして、5目観光費は、観光事業全般に関わる事務経費をはじめ、まちかど 蔵、小町の館、霞浦の湯など、観光施設の維持管理、それから観光協会や産業 文化事業団の運営補助、各種イベント等に係る経費でございます。12節委託 料を御覧ください。備考欄に記載の清掃等の委託料や施設の指定管理料になっ ておりまして、入札時の差金や指定管理料の清算後の戻しによる不用額が出て おります。13節使用料及び賃借料は、小町の館で田植え体験に使用する田ん ぼなどの借地料でございます。260ページ、261ページをお願いします。 14節工事請負費は、記載のとおり、各施設の改修工事費となっております。 18節負担金補助及び交付金の負担金は、前年と同様に記載の団体に対する負 担金でございます。補助金は、土浦市観光協会、産業文化事業団をはじめ、各 種イベント事業への補助金となっております。262ページ、263ページを お願いします。商工観光課の最後、花火大会費です。市からの補助金8,50 0万円を有効活用しまして、令和4年度は3年ぶりに開催することができまし た。大会終了後に清算いたしまして、不用額49万7、967円を市に返還し ております。商工観光課の説明は、以上です。

- ○平石委員長 それではここまでで、御質問、御意見はございますか。
- ○**寺内委員** 沼尻課長、自治金融なんだけど、商工会議所に任せてやってるよ

ね。そうすると、やはり商業者がそこに行って、自治金融の申込みをしても、 実際には、県の保証協会で蹴られちゃうんだよ。だから、いくら市のほうで利 息を補助しますよなんて言っても、実際は借りられないのが多いんだよ。だか ら、お金が余ってきちゃう。やっぱり、その県の保証協会に土浦市のほうから、 少し目を向けてくれっていう話をしないと。金融機関は、どこの金融機関もい い顔すんのよ。結局、自分には何の弊害もなくて、県の保証協会が保証してく れれば、万が一なんかあったときは全部代弁してくれからということで。とこ ろが最終的に保証協会に行ったときに、うちのほうじゃ、保証できませんって やられると、そこで一発で飛んでいっちゃうんだみんな。それがほとんどだよ。 その窓口になってるのが、商工会議所なんだから、市のほうでも後押ししてや って、どうでしょうかと言ってやらないと、自治金融の予算も、ほとんど戻し になっちゃうと思うんだよね。だから、旧市内の商業者で、本当に力があって、 分かりました、なんていうところはほとんどないんだよ。みんな細々とやって るぐらいで、とりあえず税金払うのもどうしようということぐらいで、そうい う人が100万とか200万なんて言ったって、県の保証協会はやってくんな いんだから。だからそこを市で、中心市街地の活性化にするのには、みんなで 協力してやってかなくちゃなんないんだと、少しは緩く審査していただけたら ありがたいんだ、ぐらいのことを役所のほうでもやってやらないと、窓口は商 工会議所だからお任せしてますだけでは、ちょっと乗り切れない問題だと思う。 これをどうにかしろと今言ってもできないから、要望にはしておくけど、そう いうことがやっぱり町の中であるから、町の中で出店する人が少ないんだよ。 だから、そこはちょっと考えといてくれるか。要望でいいから。

○下村委員 ちょっと、よく分かんないんで教えてほしいんだけども、255ページに、18節負担金のところでJETRO茨城事務所負担金25万っていうのがあるのね。JETRO茨城事務所ってのはどこにあって、なぜ負担金を支払わなくちゃいけないのか。

○沼尻商工観光課長 JETROですけれども、独立行政法人で、主な役割としては、企業が海外進出ですとか、自分の商品を海外に売り込みたいなというときに、かけ橋になるような、そういう役割をされてるようなところだそうです。実際に自分も、その方とお会いしたりっていう機会は今のところないです。そういったことで、全国展開をしている中での茨城の支部というか、そういった役割されているようです。働いてる方たちも、行政から吸い上げられて出向しているということで聞いています。運営費用という形で、負担金を出している状況です。場所は、水戸の合同庁舎の中にあるということでございます。

- ○下村委員 ありがとうございました。JETROって、国際的に日本の機関として活躍している機関だと思うんですよね。売込みをするとか、いわゆるそういうことをするのであるというのも分かります。それなら、こちらに来てもらって、こういうことやってますよっていう何かを、開催してもらうと、商工観光あるいは農業の振興のために、そういったことができるのであれば、この25万っていうのは、すごく有効だろうと思うんですよ。これからの農業もどんどん生産物を海外に売り込まなくちゃいけないわけだから、海外に輸出したいと。私も海外行った時にJETROの人たちとちょっと話し合ったこともあります。でも日本から出向していますから、現地にそういう人たちもいます。25万の価値は何なんだろうなっていう、負担金を出してる我々が活用しなきゃいけないのかなってね。活用していただきたいなというに感じますのでよろしくお願いします。
- ○沼尻商工観光課長 御意見ありがとうございます。自分も受け身というか、 負担金出してればいいってことではないんですけれども、下村委員さんおっし ゃるとおり、JETROの方に来ていただいて、企業に、こういう売込みがで きますよというようなPRをしていただけるのかどうか、ちょっとかけ合って みたいと思います。御意見ありがとうございました。
- ○竹内委員 素朴な質問だよ、259ページ。観光案内所運営委託料516万。 観光案内所って、どこにあんのか、誰がいるのか、そして誰が案内してくれて んのか。
- ○沼尻商工観光課長 商工観光課です。観光案内所なんですけれども、土浦駅の改札口を出まして、正面に売店の左隣の所に案内所がございます。中に女性の方が常時1人おりまして、観光協会のほうで雇用しているパートさんでございます。主な業務としましては、旅行者ですとかそういった方が窓口に来て、あそこにどこに行ったらいいんでしょうかとか、そういったことで聴いていただいたことに対してお答えしたりとか、そういう業務を行っているということでございます。
- ○竹内委員 そこだけか、観光案内所って。
- ○沼尻商工観光課長 竹内委員おっしゃるとおり、ちょっと場所が分かりづらいというか、そういったこともございまして、そこを少しリニューアルしようかなというふうに考えております。具体的な内容はまだこれから詰めていくんですけれども、もう少し間口を広く、いろんな方が入りやすく、これはまだ素案ですけれども、無人化をして、いろんなパンフレットと、目の前に人がいると逆に聴きづらいという方もいらっしゃるかと思いますので、パンフレットを

自由に取れて、聞きたいことがあればモニターで、観光協会の職員とかとこう やりとりできるような、そういった形をできたらいいなということで今考えて おります。

- ○竹内委員 500万も使ってるわけだから、誰でもが分かるように。分かんない俺が悪いんだけど。今度よく見てみるよ。あそこだけなんだ。
- ○**沼尻商工観光課長** 観光案内所と呼べる所はそこだけになりますが、まちかど蔵に観光協会が入っており、そこには観光ボランティアガイドさんが常駐しておりますので、そこもそういった観光の窓口ということで、捉えていただければと思います。以上です。
- ○寺内委員 土浦に来てもらって、その一番最初に観光案内所に来たときに、ただテレビでいらっしゃいませっていうんじゃなくて、やはり人と人とでやらないと、来た人はなんだよっていうふうになんないかな。分からなくて土浦のこと聞きにくるんだから、対面でやったほうが親切心なのではないかと思うんだよね。だからそのロボットで、簡略的にやるっていうのはいいかもしんないけど、観光案内所に職員の方を置いてやったほうが、やさしいんじゃないかなと思うんだよね。要望です。
- ○平石委員長 つぎに、第7款第3項まで、説明お願いします。
- 〇三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。引き続き決算書の262、263ページの中段をお願いいたします。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費をお願いいたします。2節給料から4節共済費につきましては、住宅営繕課と道路管理課、併せて14名分の職員の人件費となります。減額補正といたしましては、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。12節委託料は、工事の設計の際に使用するデジタル複合機の保守管理委託料でございます。つづきまして、13節使用料及び賃借料につきましては、備考欄記載の権利使用料として、公共工事で使用する建築工事の営繕単価のデータ使用料と、12節で説明いたしましたデジタル複合機の借上料でございます。説明は以上となります。
- 〇滝田道路管理課長 道路管理課でございます。引き続き、262、263ページをお願いいたします。1項土木管理費、2目地籍調査費でございます。この事業は、調査区域を一筆ごとに境界の位置や面積について測量などの調査を行うものでございます。本市は、昭和33年度に調査を開始し、旧市街地や耕地整理地内などを除きました計画面積の94.47平方キロメートルに対しまして、令和4年度末現在で90.61平方キロメートル、率としまして95.9パーセントの地域について調査が完了した状況でございます。それでは、主

な節について、御説明いたします。1節の報酬は、地元から協力員として10 人を委嘱し、現地調査や成果品閲覧の際の立会いをいただいたものでございま す。この協力員の延べ人数62人分の報酬、及び地籍用務を行うための、嘱託 職員と非常勤職員合計3人分の経費でございます。12節委託料の地籍測量委 託料は、右籾地区の現地調査、一筆ごとの地籍測量などを実施したものでござ います。264ページをお願いします。13節使用料及び賃借料のシステム使 用料は、地籍図及び土地情報の管理、成果品の交付や事務処理など、膨大なデ ータの管理や日常業務の効率化を図るため、導入しております地籍調査システ ムの使用料でございます。つづきまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務 費でございます。道路橋梁総務費は、職員の人件費や道路・橋梁の管理に係る 経費及び各協議会などへの負担金でございます。補正予算は、人事異動に伴う 人件費の増のほか、道路台帳加除補正委託料におきまして、作業路線数の減少 なったことによる補正減、急傾斜地崩壊対策事業費におきまして、県に交付金 の追加配分があったことによる増額の補正をしたものでございます。それでは、 主な節について御説明いたします。1節の報酬は、嘱託職員1名及び道路補修 事務所作業員2人、計3人分の報酬でございます。11節役務費の登記料は、 未改良道路などにおきまして、後退用地の寄附申出等に伴い、分筆や所有権を 本市に移すため、土地家屋調査士協会及び司法書士協会へ支払いました登記料 でございます。12節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工 した道路改良工事等に伴い、道路幅員や形状に変更があったものや、民間の開 発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際に、その道路情報を台帳 に反映するため、図面やデータの追加・修正等を毎年行っているものでござい ます。訴訟代理人委託料でございますが、損害賠償請求事件が提訴されたこと による弁護士の着手金でございます。13節使用料及び賃貸料のシステム使用 料は、道路改良工事などに伴う測量・設計委託費や工事費を積算するための土 木設計積算システムの使用料でございます。18節負担金補助及び交付金の急 傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり実施しております、土 浦第二中学校の南側斜面における補強工事と木田余東台団地の南側斜面の地 質調査を実施した負担金でございます。つづきまして、2目道路維持費でござ います。こちらは、市道の舗装修繕や橋梁の補修といった維持管理に係る経費 でございます。市道の状況につきましては、本年5月1日現在の路線数で申し ますと、6,956路線、延長約1,531キロメートルでございます。整備 状況としましては、改良された道路、改良率が約48.59パーセント舗装さ れた道路、舗装率が約78.29パーセントでございます。補正予算につきま

しては、橋梁定期点検委託におきまして、東日本高速道路株式会社に委託した 橋梁等の点検が、当初契約から大幅な減額となったことによる補正減をしたも ののほか、舗装打換え工事におきまして、国の交付金が減額となりましたこと から、補正減したものでございます。それでは、主な節について御説明いたし ます。12節委託料は、道路の草刈や路面及び側溝の清掃、街路樹剪定業務な どの管理委託を実施したものでございます。268ページをお願いします。橋 梁定期点検委託料は、平成26年度、道路法施行規則の一部改正により、橋梁 の点検を5年に一度の頻度で行うことが義務付けられたことに伴い、実施して いるものでございます。耐震・長寿命化詳細設計委託料は、地震による橋の落 下を防止するための設計と、橋の劣化箇所の補修や塗装など、予防修繕によっ て長寿命化を図るための設計を併せて行ったものでございます。梁架替工事委 託料は、常磐線3号橋の架替工事に先立ち、現在の二番橋の撤去工事などをJ R水戸支社に委託したものでございます。14節工事請負費は、道路の舗装や 排水施設などの補修を行う一般補修工事や、舗装打換工事などを実施したもの でございます。また、耐震・長寿命化工事につきましては、落橋防止などの耐 震補強工事にあわせて、高欄の塗装や、橋げたのジョイントの部品などの補修、 交換、コンクリートのひび割れの補修といった修繕を行ったものでございます。 15節原材料費は、主に道路補修事務所で使用するアスファルト合材や砕石等 の購入費用でございます。道路管理課は、以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。268ページをお願いいたします。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や実施設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償の費用などでございます。補正予算は、人事異動に伴う人件費の減に伴う減額の補正をしたものでございます。令和3年度からの繰越の事業費は、道路改良工事12件及び測量、設計などの委託5件分のほか、神立駅東口広場から北側へと向かう歩行者専用道路の工事などでございます。繰越の理由は、道路改良工事につきましては、用地の交渉や支障物件の撤去等に日数を要したことなどから、発注時期が遅延したものなどでございます。269ページの翌年度への繰越明許費の内訳につきましては、改良工事12件、測量・設計委託5件分のほか、神立駅東口広場から北側へと向かう歩行者専用道路の工事などでございます。こちらにつきましても、JR水戸支社との調整に不測の日数を要したことなどから、工事発注が遅れたことなどにより繰越ししたものでございます。それでは、主な節について御説明いたします。

270ページをお願いします。12節委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境 界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託したものです。1 4 節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事を実施したものでございます。同 じく14節、交通安全施設工事は、路面表示や道路の区画線を引き直したもの でございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でご ざいます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償 金でございます。道路拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償の ほか、拡幅に支障となった電柱や水道管などの、地下埋設物の移設に要した費 用でございます。つづきまして、3項河川費でございます。1目河川総務費に つきましては、茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口付近 にそれぞれ設置されております、排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に 関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。補正予算は、人事異 動に伴う人件費の増額に伴い、補正増したものでございます。それでは、主な 節について御説明いたします。12節委託料は、旧備前川などの草刈委託料の ほか、備前川排水機場のポンプ2台、新川排水機場のポンプ4台の保守点検料 及び運転管理に必要となる検査費用などでございます。272ページをお願い します。14節工事請負費は、イオン北側の旧備前川におきまして、柵板設置 工事を実施したものでございます。道路建設課は以上でございます。

○室町下水道課長 下水道課でございます。同じく272、273ページの2 目排水路維持費をお願いします。排水路維持費は、雨水調整池や都市下水路な どの清掃、浚渫、修繕などの経費でございます。執行率につきましては99. 4パーセントでございます。主な節について御説明いたします。12節委託料 の排水路等清掃委託料は、水路施設などの清掃や草刈りなどを行ったものでご ざいます。14節工事請負費は、市内の都市下水路をはじめとする排水路の修 繕工事のほか、永国西都市下水路の管更生工事を行ったものでございます。つ づきまして、3目排水路整備事業費をお願いします。この事業費は、都市下水 路や小規模排水路の整備に係る経費でございます。執行率につきましては、7 5. 2パーセントでございます。補正予算につきましては、人事異動に伴う人 件費の減による補正でございます。主な節について御説明いたします。274 275ページをお願いします。14節工事請負費の補助分は、防衛省の交付金 を活用した西根竹の入都市下水路の整備を行ったものでございます。21節補 償補填及び賠償金の繰越明許につきましては、小規模排水路整備工事における、 水道管及び電柱施設の移設を行うために繰越をしたものです。下水道課からは、 以上でございます。よろしくお願いします。

- ○平石委員長 それではここまでで、御質問、御意見はございますか。
- ○竹内委員 道路維持費の街路樹管理委託料ね、私、県の土木事務所に足しげく通うんですよ。何でかっていうと、県道と市道と樹木が混在してるわけでしょ。どっちの樹木なんだと。結構、県の県道のほうが多いときがあるんだよね。今の事案は若松町だけど、役所通してやってもらっても、なかなか、らちが明かないんでね。県の道路維持課に行くんだけど、あちこち行くとね、県道のほうの管理が不徹底が多いので、市のほうが、どういうふうに連携とってやってるか分かんないんだけども、チェックしないと、市が悪いようになってるから、その辺よろしくお願いいたします。
- ○滝田道路管理課長 竹内委員さんからおっしゃられたことについて言われたことを、きちんと土木事務所に伝えたいと思います。実際、市民の方は県道も市道も分からないと思うんですけれども、市のほうでちゃんと受けて、それをきちんと県のほうにつなぐようにしますので、よろしくお願いします。
- ○平石委員長 暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。どうぞよろしくお願いします。

(午前11時58分休憩)

(午後1時再開)

- ○平石委員長 休憩前に続き、認定の審査を行っていきたいと思います。まず、 佐藤産業経済部長からどうぞ。
- ○佐藤産業経済部長 午前中に海老原議員から御質問いただいた罠免許の人数、コロナ前は60人という上限がありましたが、今はないとのことです。市の補助は、罠免許のみでございました。私が持っているのは罠免許のほうでございます。ちなみに、安藤市長も罠免許を持っています。
- ○黒須農林水産課長 午前中に御説明した3人の方ですが、若い方から28歳、48歳、67歳でございました。以上です。
- ○平石委員長 午前中の件で、質問はよろしいでしょうか。
- ○下村委員 花火の話で、8,500万。もう少しがんばって、PRするためには、お金を上げて、億とかの数字にして、あと観覧席も、河川敷、これは国交省のだから難しいでしょうけど、大曲なんかだと、河川敷の整備がすごくしっかりされていて、舗装もされてるし、河川敷公園って花火公園とかって作ってたり、しっかりと整備してまして。土浦では、前日に雨が降って、花火の当日ぐちゃぐちゃでは、かわいそうでしょう。いつだったか、長靴履いて観ましたよね、数年前に。そういう状況のところに桟敷席で数万円を取って、そういったことが良いのか悪いのかも検証したりしていただきたいし、やっぱり足元

の問題だとか環境だよね。こういったことを考えた上で予算も計上していただきたい。やっぱり環境整備ってのは当然必要であって、欲を出せば、海老原委員のように花火会館作ってほしいし、そういったことまで含めてですね、お考えいただいて長期的なことも考えながら、計画を立てていただく中で、当面は花火の打上げするための予算をもう少しアップしていただきたい。そうすればPRにもつながるし、あと、2万発じゃなくて3万発ぐらいまではやってほしいとか、いろいろあると思うんですよね。そういうのを御検討いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか部長。

○佐藤産業経済部長 ちょっと整備については、県なんかと協議しなくちゃいけないのですが、PRのほうは、本当にまだまだ余地が十分あるところでございまして、確かに大曲の花火を観てくると、やっぱり河川が広くて整備されているというのはあるのですが、そういったことも含めて、グッズなんかも、随分充実はさせてもらってるところであるので、今後は本編の花火のほうですかね。もう大会100周年が近いんで、それに向けて大々的にいろいろと考えているところでもありますんで。是非、御意見ありましたら、よろしくお願いします。以上です。

○平石委員長 はい、指摘事項に盛り込みたいと思います。つぎに、第7款第4項及び第11款について、説明お願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。引き続き、決算書の274ペ ージからとなります。4項都市計画費の1目都市計画総務費につきまして、説 明をさせていただきます。都市計画総務費につきましては、主に都市計画事業 に係る経常的な経費となってございます。1節報酬及び4行下にございます7 節報償費につきましては、都市計画課が事務局を務めております都市計画審議 会、バリアフリー推進協議会、まちづくりファンド運営委員会などの委員報酬 等となってございます。12節委託料のうち、備考欄の上から五つ目にござい ます都市計画マスタープラン策定(見直し)委託料につきましては、令和4年 度と令和5年度の2か年において、社会経済情勢等の変化に対応した総合的な 都市づくりの指針を策定するものでございます。その次にございます立地適正 化計画策定(見直し)委託料につきましては、法律の改正等も踏まえ、防災上 の指針を加えた形で、令和4年度と令和5年度の2か年で計画の見直しを行う ものでございます。次にございますスマートインターチェンジ設置検討調査委 託料につきましては、二つの業務に分かれておりまして、備考欄に記載の委託 料につきましては、スマートインターの予備設計等に必要となります現況地形 図の作成を行ったものでございます。もう一つの委託料につきましては、予備 設計や整備効果の検討等に当たりまして、繰越をさせていただいたものでござ います。備考欄の下から2行目にございます歴史的風致維持向上計画策定委託 料につきましては、先日の産業建設委員会におきまして、御説明しましたとお り、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、令和4年度と5年度の2か 年において、計画を策定するものでございます。276ページをお願いいたし ます。14節工事請負費につきましては、本市の自転車ネットワーク計画に位 置付けております路面上の矢羽根整備工事を行ったものでございます。なお、 繰越明許費につきましては、ナショナルサイクルルートに指定されております つくば霞ケ浦りんりんロードの案内サインや路面表示に関しましては、繰越し をさせていただいたものでございます。18節負担金補助及び交付金の負担金 のうち、備考欄の七つ目にございます地域公共交通活性化協議会負担金につき ましては、公共交通不便地域の解消を図るため、運行しておりますつちまるバ スの運行費用等となってございます。同じく、18節負担金補助及び交付金の うち補助金につきましては、霞ケ浦広域バス運行対策費補助金を始め、六つの 補助金となっております。278ページをお願いいたします。備考欄の一番上 にございます地域交通関連事業者運行継続緊急支援金につきましては、国のコ ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、路線バスや タクシー事業者等に対する支援を行ったものでございます。27節繰出金につ きましては、公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び下水道事業会計繰出金 となってございます。1目の説明は以上となります。よろしくお願いいたしま す。

〇中島公園・施設管理課長 2目都市施設管理費は、土浦駅東西の駅前広場、 荒川沖駅東西の駅前広場、神立駅自由通路、川口ショッピングモールなどの都 市施設の維持管理などに要する経費でございます。それでは、主な節につきま して御説明いたします。12節委託料は、都市施設の清掃や保守点検などの委 託料となっております。14節工事請負費です。備考欄の土浦駅東西口エレベ ーター改良工事(繰越分)につきましては、エレベーターの安全性向上のため、 戸開走行保護装置を設置したものです。都市施設改修工事費(繰越分)につき ましては、荒川沖駅東口広場の公衆トイレを改修し、リニューアルしたもので す。2目の説明につきましては、以上でございます

○齋藤建築指導課長 建築指導課です。つづきまして、3目建築指導費について御説明します。280ページをお願いします。建築指導費は建築指導課の業務全般に係る費用です。補正につきましては、人件費が主なものでございます。報酬は、会計年度任用職員1人分の報酬で、建築確認申請などの書類及び台帳

の事務処理全般を行っているものです。その他、建築審査会の委員報酬ですが、令和4年度は開催がありませんでしたので、不用額としています。給料から4節の共済費までは職員11人分の人件費です。8節旅費は会計年度任用職員の交通費です。10節需要費は、主に消耗品費でございます。12節委託料は、建築確認窓口全般事務等委託料、既存建築物の耐震診断委託料、大規模盛土造成地調査委託料となります。13節使用料及び賃借料は、建築行政共用データベース使用料及び指定道路台帳をインターネットに公開するためのサーバー使用料となります。18節負担金補助及び交付金は、各種協議会の負担金、補助金としましては、東日本大震災で被災した住宅等への災害復旧資金利子補給金及びブロック塀等安全対策費補助金、5件分となっています。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。4目土地区画整理費につきまして、説明をさせていただきます。土地区画整理費については、現在進めておりますインターチェンジ周辺地区事業化検討調査委託として、大手ゼネコンなどの事業参画意向や、一般企業の産業用地への進出意向の調査をさせていただきました。繰越分については、地区全体の簡易測量と基本構想の見直し等を行っているものとなります。18節負担金につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金といたしまして、事業費及び事務費、そして土浦市からの派遣職員の人件費を負担金としているものでございます。4目の説明につきましては、以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。5 目常名虫掛線街路事業費は、並木地内市道 I 級 4 4 号線から虫掛新田地内まで、延長 1 , 4 3 5 メートル、幅員 1 6 メートルの道路整備が完了した部分を含め、現在未整備区間となっております、県道部分における事業の経費でございます。 1 2 節委託料ですが、未整備区間の延長 5 6 5 メートルの道路排水の修正設計の委託料です。茨城県が進める圃場整備事業の進捗にあわせて進めていく予定でございましたが、県道の移管手続が遅延していたことや圃場整備事業において一部地権者の同意が得られず、事業が進んでいない状況であったことなどから、3 月議会におきまして道路詳細設計などの委託料を減額補正したものでございます。つづきまして道路詳細設計などの委託料を減額補正したものでございます。つづきまして、6 目田村沖宿線延伸道路整備事業費は、おおつ野地内の国道 3 5 4 号、おおつ野団地入口交差点から神立東二丁目を経由し、かすみがうら市との行政界までの延長 2 , 9 0 0 メートル、幅員 1 4 メートルの道路整備に要する経費でございます。このうち、I 期事業区間延長約 2 , 0 0 0 メートルについては、供用を開始しております主な節について御説明いたします。1 1 節役務費でございますが、土地評価、不動産鑑定、物件補償算定などに要した費用です。1

6節公有財産購入費ですが、用地9筆、737.41平方メートルを買収した ものでございます。284ページをお願いします。21節補償補填及び賠償金 は工作物や立竹木などの移設に要した費用でございます。14節工事請負費は、 令和2年3月、おおつ野団地入口交差点から神立東一丁目地内までのI期事業 区間を供用開始したところですが、供用開始後におきまして、土浦警察署から の要望に対応するため、予算措置しておりました。しかしながら、年度末まで に土浦警察署から追加の安全対策など、現場での要望がなかったことから、未 執行となっております。つづきまして、7目荒川沖木田余線街路事業費は、川 口二丁目地内、ローブ前交差点から木田余地内の国道354号交差点までの延 長2,300メートルについて、現況幅員18メートルを計画幅員25メート ルに拡幅整備し4車線化するもので、その事業に要する経費でございます。こ のうち、I期事業区間としましては、現在工事を進めております、県の流域下 水道事務所前交差点から国道354号までの延長1,300メートルⅡ期事業 区間としましては、川口二丁目地内、ローブ前交差点から県の流域下水道事務 所前交差点までの延長1,000メートルのうち、県の事業区間を除いた63 0メートルとなっております。補正予算は、人事異動に伴う人件費の増額に伴 い補正増したものでございます。令和2年度からの繰越の事業費は、道路改良 工事3件及び、電柱移設の5契約分の費用でございます。279ページの翌年 度への繰越明許費の内訳につきましては、改良工事4件のほか、Ⅱ期事業区間 における地質調査、道路詳細設計、橋梁詳細設計の3件分の委託料でございま す。いずれも、関係機関との協議調整等に不測の日数を要したことなどから、 繰越したものでございます。それでは、主な節について御説明いたします。1 2節委託料は、I期事業区間における草刈のほか、繰越事業で実施した地質調 査及び詳細設計に係る費用でございます。14節工事請負費は、I期事業区間 において、繰越明許費と現年度併せて8件の道路改良工事を進めたものでござ います。つづきまして、8目木田余神立線街路事業費は、神立公園北側の交差 点から神立病院の東側を通り、かすみがうら市へと至る延長328メートル、 幅員12メートルの道路整備に要する経費でございます。現在は、用地買収と 物件補償を進めております。286、287ページをお願いします。16節公 有財産購入費ですが、用地21筆、1,133.88平方メートルを買収した ものです。21節補償補填及び賠償金ですが、建物、工作物や立竹木などの移 設に要した費用です。道路建設課は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 9目公園費は、市内約280か所の公園及び緑地などの維持管理に要する経費です。それでは、主な節につきまして説明いたし

ます。12節委託料は、公園の維持管理、清掃などの委託料です。つづきまし て、288、289ページをお願いします。遊具点検や乙戸沼公園遊具改築設 計などの委託料です。14節工事請負費の園路灯LED化改修工事費は、乙戸 沼公園をLED化したものです。つぎに、10目霞ケ浦総合公園整備事業費は、 霞ケ浦総合公園の維持管理に要する経費です。補正予算額につきましては、産 業文化事業団の人事異動等に伴い水郷テニスコート指定管理料を増額補正し たものです。12節委託料は、霞ケ浦総合公園の管理委託料、風車周辺の草花 の植付け及び花蓮植替えなどの管理に関する経費となります。290、291 ページをお願いします。14節工事請負費のテニスコート人工芝張替工事費は、 テニスコート2面分の張替工事でございます。つぎに、11目都市緑化事業費 は、桜川緑地など緑地の維持管理費及び都市緑化促進のための経費です。12 節委託料は、緑地の除草・剪定などの業務委託を実施したものです。14節工 事請負費の、都市緑地散策路改修工事費は、散策路の防護柵設置工事でござい ます。292、293ページをお願いします。つぎに、12目総合運動公園建 設費につきましては、常名運動公園建設に伴う取得済み用地の維持管理に要す る経費です。12節委託料は、取得済み用地の草刈等の委託料です。14節工 事請負費の暫定広場整備工事費は、フェンスを設置した工事です。9目から1 2目の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。 ○福澄都市整備課長 つづきまして、都市整備課でございます。292、29 3ページをお願いします。つぎに、13目開発費について、説明をさせていた だきます。開発費につきましては、中心市街地活性化基本計画に関する事業費 のほか、りんりんポート土浦に関する運営経費等です。7節報償費につきまし ては、川口2丁目地区における官民連携による利活用に関しては、条件整理が 進まず、民間事業者の公募に至らなかったことから、執行率が低くなっており ます。12節委託料のうち、備考欄上から四つ目にございます運営管理事務委 託料につきましては、りんりんポート土浦の運営管理委託料となってございま す。下から2行目の12節委託料についてでございますが、繰越をした民間事 業者進出支援委託につきましては、ラクスマリーナの企業価値を算出し、公募 条件の整理を進めました。委託料備考の最下段の中心市街地まちなか再生コー ディネイト委託については中央地区で、子育て支援施設と民間施設の複合施設 の建設について、法定再開発事業での事業成立条件の検討を行ったものでござ います。294ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金のう ち、備考欄の負担金については、全国市街地再開発協会への負担金のほか、三 つの協議会等への負担金です。その下の補助金については、土浦商工会議所が

中心となって組織している土浦市中心市街地活性化協議会の運営に対する補助金のほか、中心市街地への定住を促進することにより、活力と賑わいのある中心市街地の再生を目的として、実施をしております「まちなか賃貸住宅家賃」及び「まちなか住宅購入」に対する補助金となっております。13目の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。294、295ページをお願 いします。5項住宅費目住宅管理費でございます。住宅管理費につきましては、 市営住宅の管理運営に係る経費でございます。補正は、人事異動に伴います人 件費の減額補正を行ったものでございます。翌年度への繰越事業費につきまし ては、市営住宅に関する長寿命化に係る工事請負費を繰り越したものでござい ます。詳細は14節工事請負費の中で御説明いたします。それでは、主な項目 につきまして御説明いたします。10節需用費をお願いいたします。備考欄記 載の消耗品費から光熱水費までは、経常的な経費となっておりまして、例年ど おりの執行となっております。修繕料につきましては、市営住宅とその付帯施 設の修繕に支出した経費でございます。昨年度は359件の修繕を実施してお ります。11節役務費ですが、備考欄記載の手数料は、市営住宅の水道水の水 質検査、家賃等の口座振替手数料の経費でございます。保険料につきましては、 市営住宅の火災共済保険契約と住宅施設賠償責任保険でございます。つぎに、 12節委託料をお願いいたします。備考欄記載の受水槽、高架水槽、給水ポン プ、エレベーター等設備の保守点検や草刈の業務委託など、市営住宅の維持管 理に関する業務が主なものでございます。つづきまして、296、297ペー ジをお願いいたします。はじめに、13節使用料及び賃借料ですが、備考欄二 つ目の借地料につきましては、一部の市営住宅敷地が借地となっているため、 6人の方へ借地料を支払っているものです。次に14節工事請負費をお願いし ます。備考欄に記載のとおり、市営住宅及び付帯設備の維持管理のための改修 工事でございます。備考欄の六つ目の都和テラス住宅外壁塗装改修工事、七つ 目の中高津住宅1号棟給水管改修工事、八つ目の中高津住宅2号棟屋上防水改 修工事につきましては、市営住宅の長寿命化に係る工事でございます。また、 上から四つ目の神立住宅屋上防水工事は、当初の一般競争入札が不調となり、 そのため再入札を行った結果、その手続に多くの日数を要したため、年度内完 了が不可能となったことから、令和3年度から繰越事業させていただいたもの でございます。最後に18節負担金補助及び交付金をお願いいたします。補助 金の住宅リフォーム助成事業は、居住環境の維持向上と地域経済の活性化を目 的に、個人住宅のリフォーム経費の一部を助成するもので、令和4年度の受付

件数は154件となっております。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。恐れ入りますが、少しページが飛びまして360、361ページをお願いします。表の中段、11款災害復旧費1項1目農業施設災害復旧費を御説明申上げます。農業施設災害復旧費につきましては、平成30年9月末に発生した台風24号及び令和元年9月の台風15号、10月の台風19号により、被災した農業施設の復旧等を支援するものです。18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます農協系統農業災害資金利子給付金は、台風により被害を受けた農業者が、農協関係の資金で融資を受けて、農業用施設等の復旧をする場合に、農業者の負担軽減のために、県と協調して利子助成を行うもので、平成30年の台風24号分の継続案件6件と、令和元年の台風15号、19号の継続案件4件分の給付金です。農林水産課は以上です。
- ○平石委員長 それではここまでで、御質問、御意見はございますか。
- ○寺内委員 土浦桜インターの測量やったよね。9月になってもまだ何も挙がってこないってことは、測量まで終わってないのか。
- ○福澄都市整備課長 おおむね、上がってまいりまして、今、概算の事業費の 検討をさせていただいている最中でございます。
- ○寺内委員 それをいつ委員会に発表できんの。
- ○福澄都市整備課長 もう少々お待ちください。事費の単価が非常に上昇していまして、現在の工事費で出すのではちょっと物足りないというか、将来の増加分も見込んでの検討が必要でございまして、その部分、上昇率を高めに見るのが低めに見るのかで、かなり苦労してる最中でございまして、もう少々お待ちください。
- ○寺内委員 分かりました。やっぱり工事費も上がってれば人件費も上がってるから。その当時の値段ですからってことじゃなくて、先を見て出してください。でも、なるべく早く出してくださいね。工場誘致が遅れるだけになっちゃうので、よろしくお願いします。
- ○海老原委員 293ページの委託料で、中心市街地まちなか再生コーディネート委託料、これについては、以前に委員会以外でも報告はあったのかな。
- ○福澄都市整備課長 委員会での報告ではさせていただいております。ただ、詳細の部分は、地権者の絡みもかなりございまして、場所などでなかなか言えない部分もありました。地元に入るときにも、場所を特定せずに、説明会等をやらせていただいております。

- ○海老原委員 委員会以外では、内容について報告はされてないということか。
- ○福澄都市整備課長 地元に関しては、地元説明会としてどういった施設が欲 しいかという形で、ちょっとぼやかした形になっておりまして、今年について も、中高生を相手にワークショップという形で、徐々に内容を詰めさせていた だいてる最中です。
- ○海老原委員 委員会以外では、どこかに資料とか報告は上げてあるのか。
- ○福澄都市整備課長 委員会以外で具体的なお話をさせていただいてる場所 は、ないです。
- ○海老原委員 今後もある程度できてこないと、委員会以外では資料としては 出せないということか。
- ○福澄都市整備課長 はい。今、地権者との協議の真っ最中でございまして、 エリアの特定等ができない限りは、具体的に出すことはできないかと思っております。
- ○海老原委員 エリアの特定というのは、この委員会には出せるっていうことか。
- ○福澄都市整備課長 大まかなエリアは、出せるかと思います。
- ○海老原委員 それじゃ、今日じゃなくてもいいんだけど、今出せるんだったら今でもいいし、出せないんだったら後でいいから、資料を出してください。
- ○平石委員長 資料のほうは、よろしくお願いしたいと思います。
- ○下村委員 公園なんですけどもね。289ページの乙戸の水生植物園、これの関係で約700万ぐらいのお金が使われてるんですね。これはもう3年ぐらい前に、副市長にも話してんだけども、結局これは、農家組合の人たちとうまく調整できないんだから、何かを考えてくれないと困るんですよ。乙戸の水生植物を改良して土を上げて、植替えするとかしてくれないと、乙戸の水位を下げたら、我々は水が来ないんだから、これ何とかしてくれないの。これ、お金の無駄だよ。
- ○中島公園・施設管理課長 委員の御指摘のとおりでして、3年前にいろいろあったという話も聴いております。それで、それ以降は、乙戸沼のはけ口の堰っていうんですかね。それは一切、我々は移動せず、農家組合の方がやりとりしている中で運営をさせていただいております。そういう配慮も必要かと思っております。以上です。
- ○下村委員 何かできるし、できるようにしてほしいんだよ。要するに市のほうが、大雨降るときは下水道課が行って、いろいろ調整するわけですよ。だけれども、水生植物の土地が低いんだから我々が欲しいときの水かさは、花菖蒲

が水没しちゃうので、枯れてしまうという指摘があって、植物園の土地を高くしなければ、どうにもならないんです。そういう文面を持って副市長にも言ってるし、何もしてくれない。植物園の土を30センチ、50センチ高くしてくれれば問題ないんです。塚本部長、改善を考えるかなんかをしてもらわないと我々困っているの。だから協議してください。

- ○中島公園・施設管理課長 私も、前任者から聴いていますので、やっぱりこの乙戸沼の吐出口とその調整地の高さっていうのもあるかと思いますので、そういったのはよく現地を見て、検討させていただきたいと思います。はっきりした答弁じゃなくて申し訳ないのですが、そういった形でさせていただければと思います。以上になります。
- ○平石委員長 下村委員、よろしいでしょうか。検討しますと言っていますし、 あまり長いと終わらなくなりますから、お願いします。ここで、三浦住宅営繕 課長から、昨日の竹内議員の質問への回答をお願いしたいと思います。
- ○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。昨日の竹内議員からの御質問につきまして、回答いたします。最初に明渡訴訟件数ですが、平成9年から現在まで91件でございました。また、訴訟に係る費用ですけども、判決が出るまで裁判が行われた場合は約50万円、途中で和解になった場合は約30万円でございます。明渡を受けた部屋の活用でございますが、以前は空部屋を待っている入居希望者が多い状況があったため、多くの部屋はすぐ入居者が決まりましたが、ここ最近は空いている部屋もございます。よろしくお願いいたします。
- ○竹内委員 訴えの提起で、悪質な滞納者を追い出すと。これは茨城県でも結構早めに始まったことなんだけどね。ただ、あの頃は出ていく、追い出したはいいけども。追い出した後のリフォームは、今もそうだけど、市の予算で綺麗にする。本当なら、出た人間に、現況復帰してもらう話なんだけど、出て行ったりもうどこに行ったのか分からない。高萩では、台風被害で避難先が大変な状態だから公営住宅を貸すということもある。日立は学生さんも低額で入ってもらって、定住してもらうとか、いろいろ公営住宅の使い道はあるので、先進自治体のいろんな事例を参考にしてもらえるように、要望します。
- ○三浦住宅営繕課長 住生活基本計画の中でも、市営住宅のあり方を検討いた しますので、議員御提案のとおり、検討していきたいと思いますので、よろし くお願いします。
- ○**寺内委員** 訴訟の話だけど、昔は全部、顧問弁護士を使っていたんだよね。 だから土浦市の支出も多かった。低額訴訟は、司法書士でということで委員会

でやったんだけど、今どうなっているか。

- ○三浦住宅営繕課長 司法書士にお願いしてるケースが多いです。ございます。
- ○**寺内委員** 以前は、最低50万ぐらいになった人から訴訟をしていたが、今 どうなっているのか。
- ○三浦住宅営繕課長 訴訟の目安は、12か月以上で50万以上の滞納者で、 滞納者の状況によって、明渡し訴訟を起こすというような基準がございます。
- ○寺内委員 今まで一番その例えば滞納しちゃったっていうのはどのぐらいか。
- ○三浦住宅営繕課長 過去には、200万を超えてる方もおられます。
- ○寺内委員 でも、今まで大体50万からやっていて、そんなにたくさんの人はいないでしょ。
- ○三浦住宅営繕課長 今の滞納者につきましては、200万って人はいないと 思います。
- ○平石委員長 つぎに、特別会計について、説明お願いします。
- ○福澄都市整備課長 公共用地先行取得事業特別会計につきまして、御説明をいたします。まず、下段の歳入の収入済額でございますが、5億7,307万2,974円となっております。1枚おめくりいただきまして、368、369ページを御覧いただきまして、歳出の支出済額でございますが、こちらも5億7,307万2,974円となっております。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、372、373ページをお願いいたします。1目1節一般会計繰入金でございますが、中央一丁目市街地再開発事業用地取得事業や川口二丁目用地所得事業等の用地取得事業債の元利償還金を一般会計から繰り入れたものでございます。1款1項の公債費は、歳入と同じく、中央1丁目市街地再開発事業用地取得事業や川口二丁目用地所得事業等の用地取得事業債の償還金でございます。514ページをお願いいたします。514ページの下の箱が、公共用地先行取得事業の実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出ともに5億7,307万3,000円となり、実質収支につきましては、0円となっております。公共用地先行取得事業特別会計の説明につきましては以上となります。
- 〇中島公園・施設管理課長 議案 6 6 号令和 5 年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)をお願いいたします。それでは、歳入歳出補正予算事項別説明書で御説明をさせていただきますので、41ページをお願いいたします。駐車場事業特別会計補正予算案につきましては、令和 4 年度の決算剰余金につきまして、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、歳入は繰越金として 1,

5 5 4 万 8 , 0 0 0 円の増額補正、歳出は駐車場設備の更新等に必要な経費と して財政調整基金へ積み立てるため、同額の増額補正をお願いするものでござ います。説明は、以上でございます。

○室町下水道課長 下水道課でございます。497ページをお願いします。農 業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじ めに、農業集落排水事業の概要でございますが、農村地域における生活環境の 向上と河川や湖沼の水質保全のため、旧土浦地区に4か所、旧新治地区に2か 所の合計6か所の汚水処理施設が整備されており、各家庭からの汚水排水を浄 化処理しております。歳入の総括表でございます。1款の分担金及び負担金か ら7款の市債までの歳入総額につきまして、収入済額の合計欄のとおり、1億 1,568万4,916円となり、予算現額に対して93.6パーセントの収 入率でございます。歳出の総括表でございます。1款の農業集落排水事業費か ら3款の予備費までの歳出総額につきまして、支出済額の合計欄のとおり1億 1,518万2,672円となり、予算現額に対して、93.2パーセントの 執行率でございます。詳細は、事項別明細書のなかで説明をさせていただきま す。事項別明細書の歳入でございます。最初に分担金及び負担金の1目受益者 分担金は、整備事業費の一部を受益者に負担していただくものでございます。 現在、各処理施設の整備事業が完了しておりますので、新規の加入者に対しま しては、条例に定めた負担額を負担いただいております。4年度は、高岡地区、 東部地区、北部地区におきまして、合計で3件の新規加入者がございましたの で、受益者分担金をいただいております。つづきまして、使用料及び手数料、 の1目農業集落排水使用料は、6地区の処理区域合計の接続戸数1,147戸 分の使用料でございます。料金形態につきましては、基本料金の月3,000 円に、人数割の1人当たり250円を加算した額を納めていただいております。 備考欄に記載の現年度分の使用料収納率で98.7パーセント、滞納繰越分が 2. 3パーセント、合計で76. 9パーセントでございます。滞納分につきま しては、公共下水道と同じく、督促状でのお願いや戸別訪問を行い、徴収に努 めております。つづきまして、県支出金、の1目農業集落排水事業費補助金は、 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金であり、森林湖沼環境税を活用した 接続工事補助制度でございます。つづきまして、繰入金の1目一般会計繰入金 は、農業集落排水事業を継続するために、一般会計より繰り入れたものでござ います。つづきまして、繰越金の1目繰越金につきましては、令和5年度に繰 越したのち、一般会計へ繰出すものです。つづきまして、506ページをお願 いします。諸収入の1目雑入でございます。備考欄の福島原子力発電所の事故

に伴う損害賠償金は、4年度に支出しました処理場汚泥の放射能測定費に対す る原子力損害賠償金でございます。つづきまして、市債の1目農業集落排水事 業費債は、委託料に対する事業費債でございます。歳入につきましては、以上 でございます。つづきまして、歳出について御説明いたします。農業集落排水 事業費の1目農業集落排水事業管理費は、処理場6か所とマンホールポンプ6 6か所及び管路施設の維持管理費でございます。主な節について御説明いたし ます。10節、需用費の消耗品費は、主にリンを除去するための薬品代でござ います。光熱水費は、処理場施設や中継ポンプ施設の運転に係る電気料などで ございます。12節委託料は、処理場や中継ポンプの維持管理委託料などでご ざいます。備考欄に記載の水汚泥運搬及び、処分委託料は、堆肥化施設までの 運搬と処分費用でございまして、脱水汚泥成分分析委託料は、堆肥化のための 汚泥成分の分析でございます。つづいて、マンホールポンプ維持管理委託料は、 排水管路施設に設置されたマンホールポンプの維持管理委託でございます。つ づいて、処理施設維持管理委託料は、処理場 6 か所の機械・電気設備などの運 転と水質管理を委託したものでございます。また、使用料徴収委託料は、公共 下水道と同じく、徴収業務を委託したものでございます。510ページをお願 いします。14節の工事請負費は、農業集落排水に新規加入されるお宅の汚水 桝設置工事や排水処理施設の機器の更新工事などの費用でございます。つづい て、公債費の1項公債費は、財政融資資金や地方公共団体金融機構への償還金 の元金と利子分でございます。なお、令和4年度末の市債残高につきましては、 約1億7千万円でございます。最後に517ページの実質収支をお願いします。 こちらの表が、農業集落排水事業の実質収支に関する調書でございます。歳入 総額が1億1,568万5,000円、歳出総額が1億1,518万2,00 0円、歳入歳出の差引額が50万2,000円、繰越財源はございません。実 質収支は、50万2,000円でございます。以上が農業集落排水事業の説明 でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○平石委員長 それではここまでで、御質問、御意見はございますか。
- ○下村委員 農業集落排水っていうのは、国からの支援っていうのはないんですか。
- ○室町下水道課長 現在、農業集落事業としては整備が終わっていまして、維持管理がメインとなっております。ただ、施設も老朽化しておりますので、今後、再構築が必要になってくれば、国の補助を利用しながら、施設の更新をやっていく予定でございます。
- ○下村委員 結局、公共下水道に接続しますよっていう方針じゃないですか。

だから、農業集落排水事業ってのは、事業そのものがもう終わっていますよっていうけれども、本来は、市が立て替えて一般財源から金を出してるわけですよ。そうすると、農業集落排水事業の経営状況は悪いはずなんですよ。本来は、負担金とかそういう使用料金をアップしなきゃいけないわけだ。市がそれを負担しているんだっていう考え方でいいのですか。

- ○室町下水道課長 一般会計から繰入金があるってことは、使用料とかだけで 賄っていけないってことなので、そういうことになっております。なお、農業 集落排水事業につきましては、今委員がおっしゃったとおり、今後施設が老朽 化してきますので、公共下水道に含めて広域化、統合化ってことも視野に入れ てございます。
- ○下村委員 この辺は、ちょっと全国的な話なんでしょうから、本来は国のほうから農業集落排水事業を指導してきた農水省が、これについてちょっと何か改善するためのちょっと一時的な費用っていうのかな、そういうようなものがあるのかどうかっていう、要するに、経営状態の安定化をするためには、一時的な補助金を出しますと働きかけなくちゃ無理なんだろうけど。そういうものがあるのかどうかも調べておいてください。私からは、要望で以上です。
- ○海老原委員 283ページ、インターチェンジ周辺のありますね。これは土桜土浦の部分だと思うんだけど、これ最初から区画整理でやるっていうことはもう、決まっているんだっけ。
- ○福澄都市整備課長 既に地元には業務代行方式の区画整理を提案させてい ただいております。
- ○海老原委員 区画整理でやるしかないと思うのだけど、区画整理事業でやるっていうことを議会にも諮ってはあるのかな。
- ○福澄都市整備課長 状況は、委員会に報告させていただきながら進めております。
- ○平石委員長 分科会としての賛否をお諮りします。認定第1号令和4年度土 浦市歳入歳出決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

- 〇平石委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。つづいて、認定第2号令和4年度土浦市水道事業会計決算の認定について説明お願います。
- 〇和田水道課長 令和4年度水道事業会計の決算につきまして、土浦市水道事業会計決算書により御説明させていただきます。恐れ入りますが、サイドブックスの令和4年度水道事業会計決算書をお開き願います。はじめに、サイドブックスの4ページをお願いいたします。4ページと5ページは、令和4年度土

浦市水道事業の決算報告書でございまして、水道事業の運営に係る経常的な収 益的収支と、水道施設の資産形成に係る資本的収支の一覧となってございます。 はじめに、4ページ、上の段の(1)収益的収入及び支出の内訳でございます が、水道事業の主な収益は、水道料金収入でございまして、支出につきまして は、県企業局へ支払っております水道水の受水費用及び水道施設の管理運営に 係る経費でございます。なお、収入における予算額合計に対し、決算額の割合 は、99.5パーセントでございまして、前年度決算額との比較で、マイナス 0.1パーセントと、わずかに減となってございます。また、表中の第1項営 業収益は、主に水道料金の収益でございますが、参考としまして、家事用の料 金収入は、前年度との比較で0.8パーセントの減、事業所や病院などの団体 用で1.3パーセントの増、工業用で11パーセントの減、飲食店などの営業 用で7パーセントの増となり、全体での給水収益が、0.6パーセントの減と なってございます。つづきまして、二つ目の収益的収支における支出でござい ますが、第1項の営業費用における補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費 の減額補正でございまして、補正後の予算額合計に対する決算額の割合が、9 6.0パーセントとなり、前年度との決算比較で、2.2パーセントの減とな ってございます。つづきまして、中段の(2)資本的収入及び支出の内訳でご ざいますが、資本的収支は、水道施設の新設や更新に係る収支でございまして、 収入の主なものは、企業債の借入と老朽管更新に係る国庫補助金でございます。 また、資本的収支における支出につきましては、水道管の整備に係る建設改良 費や企業債の償還が主なものでございます。はじめに、収入の欄の第1款資本 的収入につきまして、予算額の合計に対する決算額の割合は、90.8パーセ ントとなってございます。つづいて、資本的支出でございますが、第1項の建 設改良費における予算額の補正は、人事異動等に伴う職員人件費の補正でござ います。また、予算額の合計に対する決算額の割合が71.4パーセントとな ってございますが、主な理由としまして、水道管の新設や老朽管の更新工事で 7件、配水場の更新工事1件につきまして、翌年度へ繰り越したものでござい ます。なお、資本的収支における、財源の不足分につきましては、過年度、及 び現年度分の損益勘定留保資金などにより補填したものでございます。決算報 告書のページにつきましては、以上でございます。つづきまして、6ページを お願いいたします。こちらのページは、4ページで御説明しました水道事業の 収益的収支に係る損益計算書でございまして、税抜きの額となってございます。 なお、計算書の下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、水道料金など の収益から、事業支出を差し引いた、当年度の純利益でございまして、令和5

年度の資本金などに組み入れる予定額となってございます。つづいて、8ペー ジをお願いします。8ページと9ページは、剰余金計算書でございます。当ペ ージの上側の表は、資本金と剰余金に係る調書でございます。また、下側の表 は令和4年度の純利益につきまして、減債積立及び資本金へ組み入れるに当た り、議会の御承認をお願いする資料でございます。つづきまして、10ページ と11ページをお願いいたします。こちらのページは、水道事業に係る貸借対 象表でございまして、決算における資産及び負債並びに資本金額の調書でござ います。つづきまして、14ページをお願いします。こちらのページは、令和 4年度の水道事業報告書でございます。上の段の概要の(1)総括事項におけ る業務の状況でございますが、当年度の給水件数は、6万6,081件でござ いまして、前年度との比較で、約1、360件の増となってございます。また、 料金収入に係る有収率は、94.53パーセントとなってございますが、配水 量と有収水量に差が生じる要因の一つとして、老朽化の進んだ配水管からの漏 水も含まれますので、引き続き計画的な更新工事により、有収率の向上に努め てまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、16ペ ージから19ページは、令和4年度における配水管の新設や老朽管の更新工事 などの実績表となってございます。つづきまして、22ページをお願いします。 22ページは、令和4年度の事業運営に係るキャッシュフロー計算書でござい まして、下段の資金期末残高は、年度末における預金額でございます。つづい て、23ページをお願いします。23ページからは収益費用明細書でございま すので、主なものについて御説明させていただきます。はじめに、23ページ、 上の段の1款水道事業収益の主なものでございますが、1項営業収益の1目給 水収益は、家事用、団体用、工業用、営業用などに区分された料金収入でござ います。つづきまして、下段の1款道事業費用、県企業局からの受水費、及び 職員人件費のほか、市内4か所に設置された配水場など、施設の運営管理に係 る経費でございますので、主なものについて御説明いたします。1項営業費用 の1目原水及び受水費の1節から24ページの6節は、職員人件費でございま す。つづいて、16節受水費は、県企業局からの受水に係る費用でございまし て、備考欄に記載の県南水道事務所分につきましては、神立配水場、大岩田配 水場、右籾配水場の受水分、県西水道につきましては、新治浄配水場の受水分 となってございます。つづいて、2目配水及び給水費は、1節から6節の職員 人件費のほか、12節託料は、配水場の運営管理業務や施設の維持補修などに 係る経費でございます。また、13節手数料のメーター交換につきましては、 各家庭などに設置された水道メーターの交換時期が法律で8年と定められて

ございますので、毎年、8,000件前後の交換を行ってございます。つづい て、15節繕費は、配水場の修繕や配水管の漏水修理費用などでございます。 つづきまして、25ページをお願いします。上から4行目の3目託工事費をお 願いします。受託工事費は、会計年度任用職員の人件費のほか、道路の掘削工 事に支障となる既設水道管の移設工事費などでございます。つづいて、4目業 務費は、職員人件費のほか1節の委託料は水道料金の徴収業務に係る委託経費 でございます。つづいて、5目総係費は、事業運営に係る事務的な経費でござ います。つづきまして、26ページ中段の6目減価償却費をお願いします。減 価償却費は、配水管や配水場設備などの資産につきまして、法定耐用年数で分 割した、年度ごとの償却額でございます。つづいて、7目資産減耗費の1節固 定資産除去費は、老朽管の更新など、古い施設の廃止により、水道資産から除 外した額でございます。つづきまして、2項営業外費用は、企業債、利息分の 償還などでございます。収益費用明細書につきましては、以上でございます。 ひきつづき、27ページをお願いします。27ページは、資本的収支の明細書 ございます。上の段の1款資本的収入につきましては、1項の業債の借入れ及 び2項の国庫補助金は、老朽管の更新に係る国からの補助金でございます。つ づきまして、中段の1款資本的支出でございますが、1項の建設改良費は、職 員人件費のほか16節の工事請負費、水道管の新設と更新工事費でございます。 また2目営業設備費2節固定資産購入費は、配水場施設の更新工事に係る費用 でございます。なお、28ページ以降は、参考の資料が添付してございますの で、御確認のほど、よろしくお願いいたします。水道事業会計の決算につきま しては、以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございました。委員の方から御質問、御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。

認定第2号令和4年度土浦市水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員举手)

○平石委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第2号についての分科会長報告書のほうは、御一任でよろしいでしょうか。つづいて、認定第3号令和4年度土浦市下水道事業会計決算の認定について説明お願います。

○室町下水道課長 下水道課でございます。令和4年度、下水道事業会計の決

算につきまして、土浦市下水道事業会計決算書により御説明させていただきま す。それでは、4ページをお願いいたします。令和4年度土浦市下水道事業決 算報告書でございます。(1)の収益的収入及び支出について御説明します。 こちらの会計の収入につきましては、公共下水道利用に伴う下水道使用料、支 出につきましては、流域下水道の維持管理負担金及び施設の維持管理や人件費 など、事業運営に係る経費が主なものでございます。つづきまして、(2)の 資本的収入及び支出について御説明します。こちらの会計は、企業債の借入れ や国や県からの補助金が収入の主なものでございます。支出につきましては、 下水道施設の構築に係る経費及び企業債の償還金が主なものでございます。な お、5ページに記載の翌年度繰越額の主な事業は、公共下水道雨水排水整備事 業でございます。決算報告書のページにつきましては、以上でございます。つ づきまして、6ページをお願いいたします。こちらのページは、下水道事業に おける損益計算書でございますが、先ほど御説明しました決算報告書における 収益的な収入と支出に係る計算資料でございます。右側7ページに記載の当年 度末処分利益剰余金は、現金以外の収益を含めました全体の収益から支出額を 差し引いた金額となってございます。つづきまして、8ページをお願いいたし ます。こちらの表は、下水道事業計算書でございまして、剰余金及び資本金の 計算書でございます。つぎに、下の表ですが、こちらは下水道事業剰余金処分 計算書 (案) でございます。 未処分利益剰余金を資本金に組み入れるに当たり、 議会の御承認をお願いする資料でございます。つづきまして、10ページをお 願いいたします。こちらは、下水道事業貸借対照表でございます。資産の部で すが、固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計が、554億68万1, 378円となってございます。次に負債の部ですが、3番固定負債と流動負債 とを合わせまして、11ページ中程になりますが、負債合計が426億279 万5,945円となってございます。資本の部ですが、資本金を合わせまして、 負債資本合計、554億68万1,378円となってございます。つづきまし て、14ページをお願いいたします。こちらは、下水道事業報告書でございま す。概要でございますが、令和4年度末時点での下水道処理人口普及率は、8 8. 2パーセント、整備率は83. 2パーセント、水洗化率は94. 3パーセ ントとなっております。つづきまして、19ページをお願いいたします。水道 事業の業務内容等を集計した資料となってございます。20ページをお願いし ます。こちらは、2,000万円以上の契約一覧でございます。21ページを お願いします。ちらは、キャッシュフローの計算書でございます。つづきまし て、22ページをお願いいたします。こちらのページは、収益費用の明細書で

ございまして、記載額は、消費税を除いた額となってございます。つづきまし て、23ページをお願いいたします。収益的支出でございます。下水道事業費 用につきましては、職員人件費や事業運営に係る事務的な経費、下水道管渠や ポンプ場の維持管理経費並びに資産の減価償却費などとなってございます。前 年度との比較で、7.5パーセントの減となってございます。つづきまして、 24ページをお願いいたします。5目流域下水道維持管理費の負担金は、流域 下水道の維持管理費を四半期毎に支払う負担金でございます。つづきまして、 25ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款資本的収入に つきましては、汚水管や雨水幹線及びポンプ場の整備等に係る下水道事業債と 補助金が主なものでございます。昨年度との比較では8.4パーセントの増と なっております。主な理由としましては、事業費増に伴う企業債及び国庫補助 金の増によるものです。つづきまして、26ページをお願いいたします。本的 支出でございます。1款資本的支出につきましては、職員の人件費に係るもの やポンプ場整備費、流域下水道の建設負担金、企業債の償還金などが主なもの でございます。次の27ページは、固定資産明細書でございます。28ページ から最終ページの34ページまでは、企業債明細書でございまして、平成3年 度から令和4年度までの発行額、未償還残高及び償還の終了年度等が記載され てございますので、御確認お願いいたします。下水道事業会計決算書の説明は、 以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございました。委員の方から御質問、御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。

認定第3号 令和4年度土浦市下水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員举手)

○平石委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。以上で、分科会としての審査は終了しました。報告書は、御一任ということでよろしいでしょうか。それでは、長時間にわたりお疲れ様でございました。以上で、産業建設分科会を閉会します。